

## 高知医療センター院内滅菌消毒等業務仕様書

### 1 業務委託名称

高知医療センター院内滅菌消毒等業務委託

### 2 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 業務履行場所

高知市池 2125 番地 1 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター  
中央手術（手術室等）、中央診療（内視鏡室）、滅菌室（洗浄室、組立・滅菌室）

### 4 業務の目的

高知県・高知市病院企業団（以下「甲」という。）が運営する高知医療センター（以下「病院」という。）の中央手術及び中央診療（内視鏡室）等において、医療が円滑かつ計画的に行われるよう、衛生的かつ効率的な医療環境を保持するとともに、医療現場で反復使用する医療用材料や器材を迅速かつ適正に洗浄・滅菌・供給し、中央手術における補助業務及び内視鏡室における補助業務を実施することを目的とする。

この仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても上記の趣旨から業務上当然必要な事項は業務に含むものとし、契約金額の範囲内で実施するものとする。

また、仕様書の内容の一部が実際の業務になじまない場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

### 5 業務日及び業務時間

#### (1) 滅菌消毒業務に係る業務日及び業務時間

① 月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く）

7時30分から21時00分まで ※手術器械の受け渡しは19時30分まで

② 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日まで（以下「土日祝日等」という）

8時30分から17時30分まで

③ 上記①、②の時間帯以外において緊急に滅菌消毒業務が必要であると甲が判断した場合。所定の滅菌消毒業務が終了するまでの時間

#### (2) 中央手術補助業務等に係る業務日及び業務時間

① 月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く）

8時30分から20時30分まで

② 土日祝日等において、これらの日が連続して3日以上連続となる場合は、その都度協議して決定する日

所定の業務が終了するまでの時間

#### (3) 内視鏡室補助業務等に係る業務日及び業務時間

① 月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に基づく休日及び12月29日から1月3日までは除く）

8時30分から19時30分まで

### 6 業務範囲

(1) エチレンオキサイドガス滅菌対象器材（以下「EOG滅菌器材」という。）を除く器材の滅菌

業務及びそれに付随する業務

- (2) 滅菌器材の供給業務
- (3) 使用済み器材の回収業務
- (4) 滅菌器材の管理（滅菌期限及び員数の確認等）業務
- (5) 内視鏡室における内視鏡等の洗浄消毒業務及び滅菌器材の管理（滅菌期限及び員数の確認等）業務
- (6) EOG 滅菌器材の洗浄・消毒業務
- (7) EOG 滅菌器材の滅菌依頼、引渡し、受領その他の院外滅菌消毒業務受託者との連絡調整業務
- (8) 中央手術の補助業務
- (9) 内視鏡室の室内整備・物品補充業務

## 7 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、滅菌室、内視鏡室、中央手術に常駐し、院内の施設・設備を使用して以下の滅菌消毒業務及びその関連業務並びに中央手術・内視鏡室補助業務等を行う。

(1) 手術室で使用する医療機器等の滅菌消毒及び関連業務

① 対象物品

手術器械セット、単品器材、衛生材料、容器、内視鏡及び処置具類、依頼滅菌物等

② 業務内容

**回収**

手術終了後、使用済の手術器材等を回収し滅菌室（洗浄室）へ搬送

**回収チェック**

リストに基づき手術器材等の員数点検及び破損の確認

**仕分け**

手洗い、器械洗浄、清拭等の洗浄工程別に器材を分類

**前処理**

血液、分泌物等の予洗及び溶解処理

**洗浄**

仕分けされた器材をその特性に応じて洗浄（原則：WD 洗浄、手洗いの場合はマニュアル遵守）

**すすぎ**

洗浄後の洗剤汚れのすすぎ

**潤滑剤処理**

※洗浄剤に潤滑剤が含まれる場合は不要

洗浄、すすぎの済んだ器材に防錆の為、表面保護材処理を行う

**乾燥**

器械乾燥または熱処理出来ない物品は自然乾燥及び手拭き

**メンテナンス**

剪刀類の切れ味、鉗子類のあわせ等の確認、管腔・内視鏡類の目視確認、漏電チェック

**保管管理**

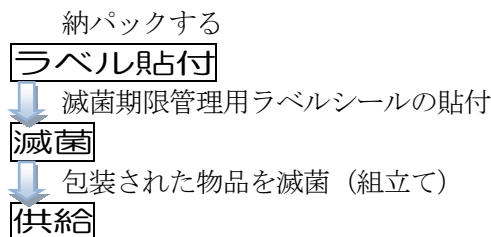
仕分け保管

**セット組**

確認が終了した器材を、セットメニューに基づいてセットし、コンテナに収納

**単品包装**

確認が終了した単品器材を、蒸気滅菌・プラズマ滅菌の選別後、容器・包材に収



リリース基準を満たした滅菌物を所定の場所および手術準備カートへ供給する。

③ 手術器材ピッキング業務

- (ア) 予定手術・締め切り後申し込み手術・緊急手術のセット・単品
- (イ) 予定されている手術に不足している器材
- (ウ) 依頼滅菌物等

④ 関連業務

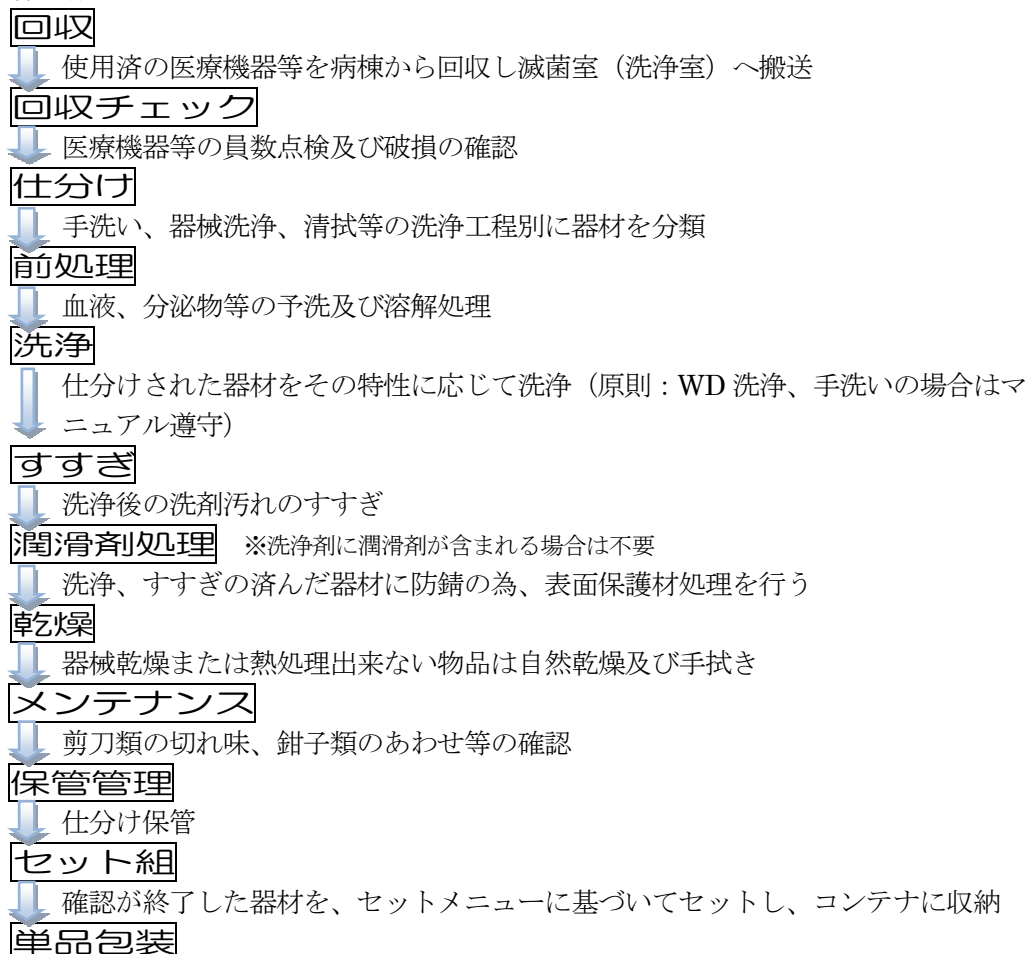
- (ア) 中央手術における滅菌器材の滅菌期限及び員数の確認等の管理業務  
(滅菌器材の台帳、定数リスト及び期限切れリストなどを電子データで管理)
- (イ) 手術室スリッパの洗浄・乾燥
- (ウ) 滅菌器材を供給する設備の保清・整理整頓
- (エ) その他器材の滅菌消毒業務の履行に際し付随する業務

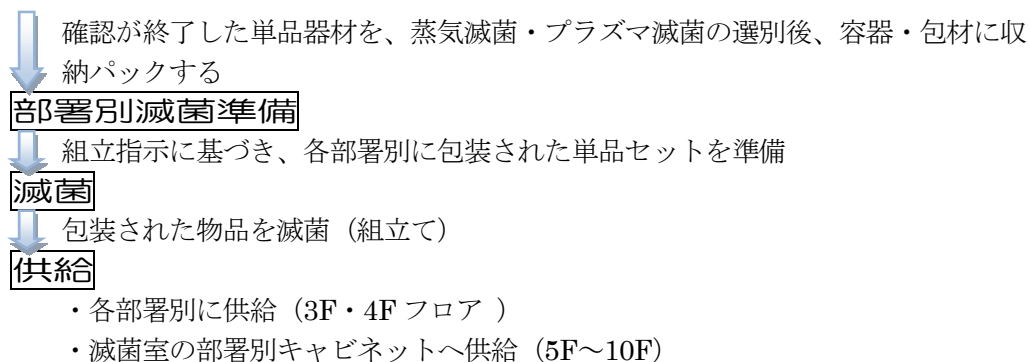
(2) 病棟で使用する医療機器等の滅菌消毒及び関連業務

① 対象物品

衛生材料、各種セット、単品器材、容器、内視鏡及び処置具類、依頼滅菌物等

② 業務内容





③ 関連業務

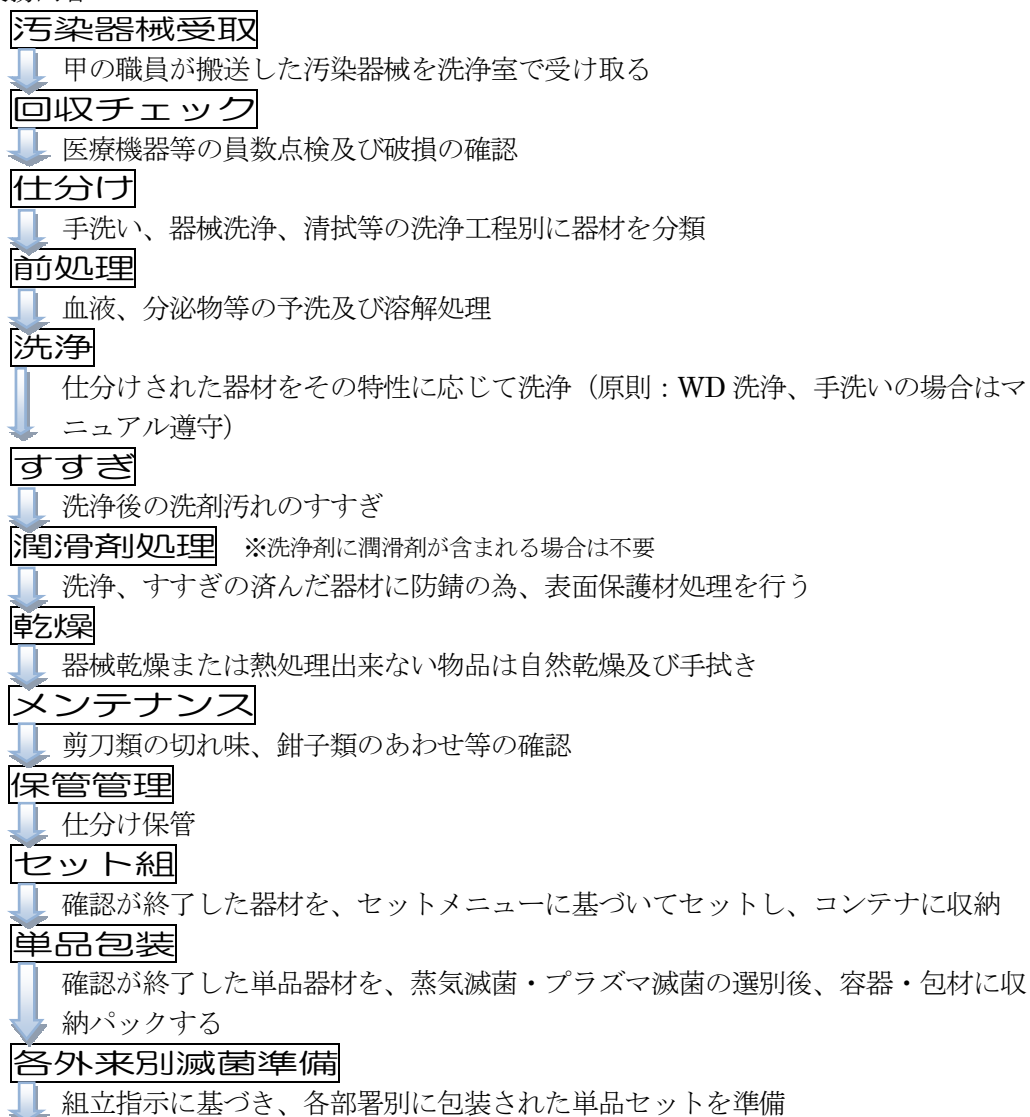
- (ア) 滅菌器材の期限確認と定数調整を行う。
- (イ) 病棟部門一部の員数と期限確認を行う。
- (ウ) その他器材の滅菌消毒業務の履行に際し付随する業務

(3) 外来部門で使用する医療機器等の滅菌消毒及び関連業務

① 対象物品

衛生材料、各種セット、単品器材、容器、内視鏡及び処置具類、依頼滅菌物等

② 業務内容



**滅菌**

↓ 包装された物品を滅菌（組立て）

**供給**

各外来別にまとめた滅菌物を滅菌室内の搬送カートへ準備する

③ 関連業務

(ア) 外来部門における滅菌器材の（期限確認・員数確認）および定数調整を行う。

(イ) その他器材の滅菌消毒業務の履行に際し付随する業務

(4) 中央診療（内視鏡室）で使用する内視鏡等の洗浄及び関連業務

① 対象物品

内視鏡（硬性鏡、軟性鏡）及び処置具類

② 業務内容

(ア) 内視鏡

**回収**

↓ 使用済の内視鏡を甲の職員から受け取る

**回収チェック**

↓ 内視鏡の目視確認

**仕分け**

↓ 送気ボタン、送水ボタン、アダプターの取り外し

**洗浄・消毒**

↓ 特性に応じて洗浄

**乾燥**

手拭きをし、内視鏡保管庫へ収納

(イ) 処置具類

**仕分け**

↓ 酵素洗剤に浸漬（ただし、滅菌対象物は浸漬後、器材回収カートへ）

**洗浄**

↓ 仕分けされた器材をその特性に応じて洗浄

**すすぎ**

↓ 洗浄後の洗剤汚れのすすぎ

**消毒**

↓ ディスオーパに浸漬

**すすぎ**

**乾燥**

その特性に応じて乾燥機による乾燥又は手拭きし、所定の場所に収納

③ 関連業務

(ア) 内視鏡室における滅菌器材の滅菌期限及び員数の確認等の管理業務

(イ) スコープ洗浄履歴の電子データでの記録業務

(ウ) 内視鏡洗浄消毒装置に使用する薬剤のチェック

(エ) その他内視鏡等の洗浄業務の履行に際し付随する業務

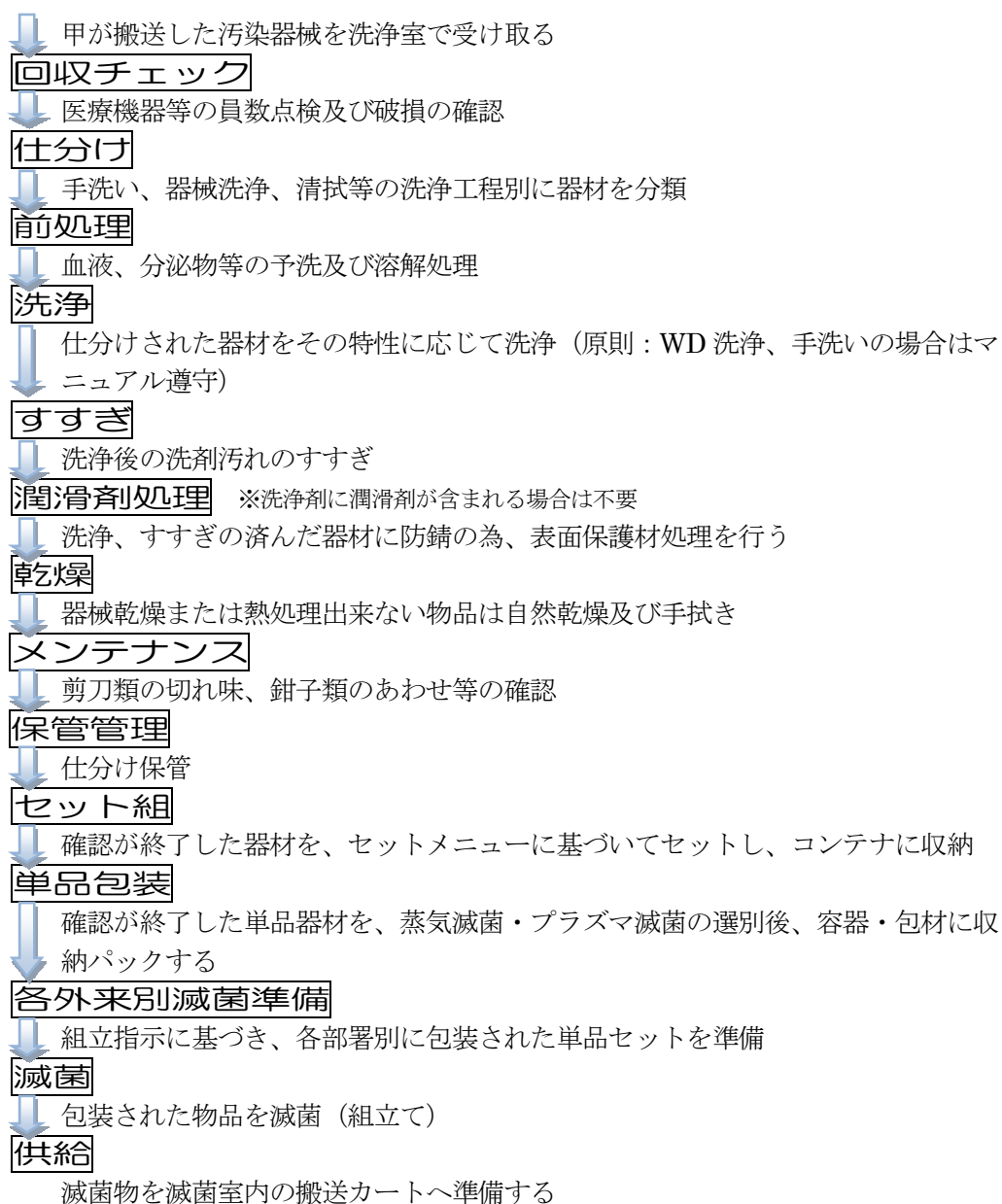
(5) 歯科口腔外科外来およびフロアで使用する歯科関連器械等の滅菌・消毒と関連業務

① 対象物品

衛生材料、各種セット、単品器材、容器、内視鏡及び処置具類、依頼滅菌物等

② 業務内容

**汚染器械受取**



③ 関連業務

- (ア) 歯科口腔外科外来とフロアにおける滅菌器材の期限確認と員数確認および定数調整を行う。
- (イ) その他器材の滅菌消毒業務の履行に際し付随する業務

(6) 中央手術補助業務

- ① 術間・術後における各手術室等の清掃及び室内整備を行う。
- ② 手術室、器材庫（供給エレベーターホール含む）、器械庫、X線装置庫、麻酔準備室、汚物処理室、前室、手洗い場及び手術ホールの器材配置箇所の清掃及び環境整備を行う。
- ③ 中央手術の機器部品類の整理、リネン類の整理、おしぼり作成、ゴミ回収を行う。
- ④ 手術室で使用するスリッパの回収・洗浄・乾燥・配布を行う。
- ⑤ 无影灯、壁、床、手術台、足台、ベッド、プロテクター等の手術室内の備品等の清掃を行う。
- ⑥ 中央手術におけるベッド等の搬送業務を行う。

(6) 厨房で使用する哺乳瓶等の洗浄・消毒・滅菌及び関連業務

① 対象物品

哺乳瓶および調乳器材等

② 業務内容

**受け取り**

↓ 浸漬した哺乳瓶等を厨房スタッフから受け取る

**洗浄・滅菌**

↓ ウォッシャーディスインフェクターにて洗浄・消毒、オートクレーブにて滅菌

**保管・受け渡し**

滅菌室にて定数保管し、厨房スタッフの請求に応じ、受け渡す。

(7) 滅菌精度管理業務

次のとおり、被滅菌器材に応じて、適切な洗浄・滅菌方法を選択し洗浄・滅菌処理を行い、滅菌処理後の滅菌効果の測定を行う。なお、医療現場における滅菌保証のガイドラインが改定された場合は、速やかに甲に報告し、対応を協議すること。

① 滅菌方法

(ア) 高圧蒸気滅菌

ボウイディックテストを、毎日1回目の稼動時に行う。

(イ) 低温プラズマ滅菌

② 滅菌準備

(ア) 滅菌の品質保証及び滅菌不良を防止するために、滅菌機器類の始業前点検リストに基づく始業前点検を実施し記録する。また、甲の要請に応じて提出する。

(イ) 滅菌効果が発揮できる適切な場所・配置・積載量で被滅菌物をカートに積載する。

(ウ) 滅菌機器類及びカートの清掃を定期的に行う。特に高圧蒸気滅菌装置内及びカートの清掃を週1回以上実施し、記録する。また、甲の要請に応じて提出する。

③ 滅菌効果の測定

(ア) 物理的滅菌確認

1 滅菌工程毎に滅菌装置に設置された計器による滅菌記録データを確認する。

(イ) 化学的滅菌確認

滅菌毎に化学的インジケータを稼動毎に挿入し、判定結果の記録をする。

(ウ) 生物学的滅菌確認

1 プログラム毎又はインプラント（生体植え込み器具）の滅菌工程毎に最も滅菌が困難と予測される場所に生物学的インジケータを積載し、滅菌終了後に培養結果の測定を行う。

(エ) リコール（再滅菌処理）

上記（ア）から（ウ）の滅菌確認の結果、不備を確認した場合はリコールを実施する。その際、使用するリコール対応マニュアルを作成し、甲に提出すること。

④ 洗浄評価

洗浄ガイドラインに推奨されている洗浄評価を定期的実施する。

8 滅菌消毒設備機器

甲は、乙が本仕様書に定める業務を実施するにあたり、下記のとおり甲が所有する滅菌消毒設備機器類を乙に貸与するものとする。

配置場所	機器名称	台数
滅菌室	高圧蒸気滅菌装置	3台
	プラズマ滅菌装置	2台

	漏電チェッカー	1台
洗浄室	ウォッシャーディスインフェクター	4台
	カート用ウォッシャーディスインフェクター	1台
	内視鏡洗浄消毒装置	1台
	超音波洗浄装置	3台
	真空超音波洗浄装置	1台
	チューブ洗浄器	1台
	乾燥機	2台
	乾燥機（チューブドライヤー）	1台
内視鏡室	内視鏡洗浄消毒装置	4台
	超音波洗浄装置	1台

## 9 業務基準

### (1) 医療の質の向上への貢献

- ① 再生滅菌物の適切な品質管理を行うこと。
  - (ア) 再生滅菌物の素材や形状、種類に合わせた適切な処理方法を選択すること（特に、新規採用材料に関しては、適正な処理方法の確認を行うこと。）。
  - (イ) 再生滅菌物の滅菌期限の管理を徹底すること。
  - (ウ) 滅菌装置・機器の点検を適時行い、常に使用可能な状態に保つこと。
- ② 診療に支障のないように滅菌器材を提供すること。
  - (ア) 洗浄後に器材の破損、磨耗の有無等を確認し、常に使用可能な状態に保つこと。
  - (イ) 手術材料の術式別セット、処置セットを正確に組み立てること。
  - (ウ) セット内の欠品は発生させないこと。万一生じた場合は、迅速に対応すること。
  - (エ) 効率的かつ安全な滅菌器材の回収・搬送を実施すること。
  - (オ) 大型連休及び年末年始についても緊急的な滅菌物の提供に対応すること。
  - (カ) 鋼製小物器械の定数リストでの管理を確実にすること。
- ③ 安全性を確保すること。
  - (ア) 適切な洗浄・消毒・滅菌を行い、清潔かつ安全な滅菌器材を提供すること。
  - (イ) 回収した使用済み器材などの処理に当たり、周辺環境汚染・作業者の危険性を排除すること。
  - (ウ) 感染の発生源にならないこと。万一発生した場合は、その経路を特定し再発生を防止すること。
  - (エ) 滅菌物の取り扱いに関する知識に加え、感染経路別予防策（アイソレーション・プレコーション）に基づいた感染対策や消毒薬の使用などに関する専門知識を提供すること。
  - (オ) 一般社団法人日本医療機器学会が発行する最新のガイドラインに基づき、業務を実施すること。
  - (カ) 滅菌行程において、不具合が生じた場合は速やかに甲に報告すること。
  - (キ) 甲乙の職員間で意思疎通を図り、業務の円滑な遂行を図ること。
  - (ク) 供給・搬送業務において、各部署における衛生管理手順・方法と齟齬のないよう適正な方法、手順、搬送ルートなどを確保すること。
  - (ケ) 業務の継続的かつ安定的な提供を行うこと。

### (2) 患者サービス向上への貢献

- ① 清潔かつ安全な滅菌物を供給することにより、患者満足度の高い診療環境を提供すること。



- (3) 健全経営への貢献
  - ① 再生滅菌の費用の適正化に貢献すること。
    - (ア) ディスポーザブル材料と再生材料との費用対効果について配慮すること。
    - (イ) 不必要な業務の削減を甲に提案すること。
    - (ウ) 手術件数の増加などによる使用器材の調達や備品類の更新が確保できるよう、十分な管理を行うこと。
- (4) 緊急時の対応
  - ① 緊急時への備えを万全にすること。なお、当病院は基幹災害医療センターであることを念頭に置き、災害時の業務が滞らないよう努めること。
  - ② 災害発生時、高知医療センター災害マニュアルに沿った対応をすること。医療事故やシステム障害等の事故発生時、又は事故に準ずる事態にも甲の指示に従い適切な対応を取ること。

## 10 費用負担

委託業務の遂行に関する経費の費用負担は次のとおりとする。なお、負担区分について疑義が生じた場合は、双方の協議により負担区分を決定する。

- (1) 甲の負担
  - ① 業務遂行に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費
  - ② 業務に使用する甲所有の器械、設備等の保守管理費・修繕費（乙の過失による故障等の場合を除く）
  - ③ 内視鏡等洗浄時に使用する薬剤（共同使用分のみ）
  - ④ 業務遂行に必要な消耗部品、材料、油脂および清掃器具等
  - ⑤ 業務遂行により排出される廃棄物の処理費用
- (2) 乙の負担
  - ① 業務遂行に必要な事務用消耗品、業務用被服等（防護具（ディスポキャップ、ディスポマスク、ディスポ手袋、ガウン（エプロン）、グローブ類）等を含む。）
  - ② 業務従事者に必要な教育、健康管理費用
- (3) 業務遂行に必要な甲の施設（職員駐車場を除く）は、甲が乙に無償で貸与する。

## 11 業務従事者

- (1) 業務従事者の確保
  - ① 本仕様書の業務内容を支障なく履行できる十分な経験及び知識を有する業務従事者を配置すること。また、業務を的確かつ安全に行うために、感染対策・医療安全・使用機器の操作方法等を含む研修計画を作成し、業務従事者に対して十分な研修を行うこと。
 

なお、新規採用の業務従事者については、講習及び実習により次に掲げる事項を含む十分な研修を行い、業務の質の低下を招かないよう配慮すること。

    - (ア) 滅菌消毒業務従事者
      - a 消毒滅菌の意義と効果
      - b 感染の予防と主な感染症
      - c 取り扱う医療用具等の名称と機能
      - d 消毒滅菌機器の名称と使用目的及び操作・保守点検の方法
    - (イ) 中央手術補助業務従事者
      - a 要求される清潔さが異なる区域ごとの清掃作業方法
      - b 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
      - c 感染の予防

- ② 業務従事者の休暇等に備え、業務従事者の代行等業務履行に支障のない体制を確保すること。
- ③ 業務従事者の名簿を提出し、これに変更があった場合は速やかに届けるものとする。
- ④ 滅菌消毒業務従事者にあつては、配置が望ましい次に掲げる有資格者を積極的に選任すること。
  - (ア) 一般社団法人日本医療機器学会が認定する第1種滅菌技師もしくは第2種滅菌技士
  - (イ) 一般社団法人日本滅菌業協議会が認定する滅菌管理士
  - (ウ) 第一種圧力容器取扱主任者
- (2) 受託責任者及び業務責任者の設置及び職務
  - ① 受託業務を円滑に遂行するため、業務従事者の中から業務の総括的な責任を有する者を受託責任者として選任し、次の職務を行わせること。
    - (ア) 甲との連絡調整
    - (イ) 業務従事者に対する指導、教育
    - (ウ) 業務従事者の作業指揮、監督
    - (エ) その他業務従事者の作業管理全般
  - ② 受託責任者として次のいずれかの要件を満たす者を配置する。なお、受託責任者が休日により業務にあたらない場合には、同等の能力を持つと甲が認めた者を配置する。
    - (ア) 滅菌消毒業務に関して3年以上の経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、臨床検査技師又は臨床工学技士の資格を有する者
    - (イ) 滅菌消毒の方法、滅菌機器の保守管理、感染防止及び従事者の健康管理等に関する知識を有し、3年以上の滅菌消毒業務についての実務経験及び第1種滅菌技師、第2種滅菌技士又は滅菌管理士の資格を有する者
  - ③ 受託責任者の補佐を行う者（副責任者）及び各業務（滅菌消毒業務・中央手術補助業務）をするために、業務従事者の中から業務責任者を選任すること。

## 12 乙の責務

- (1) 一般的注意事項
 

乙は、業務を遂行するに当たり、病院が公的医療機関として県民に適切な医療サービスを提供するものであることを十分認識し、病院業務に従事する職員としての自覚を持つこと。
- (2) 関係法令の遵守
 

乙は、業務を遂行するに当たっては、医療法及び医療法施行令等関係諸法令並びに高知県、高知市、厚生労働省その他関連省庁の取り決める関連法規及び通知等を遵守すること。
- (3) 業務遂行体制の確立
 

乙は、円滑かつ確実な業務遂行のための体制を整えるとともに、作業手順を記した作業マニュアル及び次のようなマニュアル等を作成し、それらを遵守すること。なお、それらは甲の要請に応じて提出すること。

  - ・業務マニュアル及び業務手順書（洗浄・点検・組立包装・滅菌・保管・回収・配送）
  - ・環境整備マニュアル及び業務手順書
  - ・安全マニュアル
  - ・危機対応マニュアル（リコール対応マニュアル）
  - ・社員教育マニュアル

など
- (4) 守秘義務
 

乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間が終了した後においても同様とする。なお、乙は、研修等を通じて業務従事者に対

して、プライバシーの保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報の保護に万全を期すること。

(5) 帳票類（電子媒体含む）の整理整頓・持ち出し禁止

乙は、本業務に係る帳票類を整理保管し、甲が要求した場合は速やかに手指示すること。  
なお、これらを甲の許可なく持ち出してはならない。

(6) 要望等の調整義務

乙は受託業務の履行にあたり、滅菌室責任者、病棟・外来・中央手術・中央診療から要望、相談等があった場合には、甲と協議のうえ、これらの調整を行うものとする。また甲から依頼を受けた業務の進捗状況については、甲に随時報告を行うものとする。

(7) 業務期間中の服装等

乙は、業務従事者に業務遂行に適切な服装及び名札を着用させなければならない。

(8) 業務環境の整備

乙は、業務に係る環境を常に清潔な状態に保つよう努めること。

(9) 業務従事者への指導教育

乙は、業務の実施に先立って業務従事者に対し、業務処理に必要な教育訓練を実施し、甲の管理運営に支障を来さないよう万全を期すこと。

(10) 院内職員及び学生への教育研修

乙は、院内職員及び学生に対する再生滅菌使用適正化に関する教育研修の実施に協力すること。

(11) 代替要員の確保

乙の事情により業務従事者の欠員が生じることがないように、業務従事者と同等の能力を有する代替要員の確保等必要な措置を講じること。

(12) 業務日誌及び業務完了報告書等の提出

乙は、業務組織表（社の連絡体制及び従事する職員名簿）を、契約締結後速やかに甲に提出すること。日々の業務終了後、業務日誌（日報）を作成し、甲の要請に応じて提出すること。また、毎月月末においては月次業務完了報告書（月報）を速やかに提出すること。

(13) 医療関連サービス

乙は、一般社団法人医療関連サービスマーク振興会の定める「院内滅菌消毒業務」の認定基準を満たし、その業務管理体制を維持すること。

(14) 事故の防止

乙は、委託業務の遂行に必要な安全管理と事故防止に努めること。また、委託業務の実施にあたり、機器器具等の日常点検を行い、取り扱いにあたっては十分注意の上操作し、事故を未然に防止しなければならない。

(15) 事故等の報告

乙及び業務従事者は、委託業務の実施において建物・設備等の破損、異常等を認めた場合は、直ちに甲に報告しなければならない。また、事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに甲に報告し、インシデントレポートを速やかに提出しなければならない。

(16) 損害賠償責任

乙は、その責に帰すべき事由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた時はこれを賠償しなければならない。

(17) 持ち込み備品の報告

乙は、業務を遂行するために持ち込む備品等がある場合は、あらかじめそのリストを提出し、甲の承認を得ること。

(18) 院内滅菌室責任者との協働

受託責任者は、院内に設置する滅菌室責任者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行い、

業務の履行に関する全般的な調整を図ること。

(19) 院内各委員会等への参加

乙は、甲が院内に設置する委員会等に、業務の関連上又は要請があれば、院内各委員会等に参加すること。

(20) 甲が実施する事業への参加

乙は、甲が実施する消防訓練、災害訓練、各種研修その他の事業に積極的に協力・参加すること。

(21) 業務効率化及び経費削減への協力

乙は、甲とともに本来業務の効率化及び経費削減に積極的に協力すること。またゴミの減量化や光熱水費の節約について、積極的に取り組むこと。

(22) 報告事項等

甲から業務の履行に関する資料提供の要求があったときは、速やかに提出すること。また医療監視等の行政監査・指導のあった場合、関係帳票及び関係資料の作成等について、甲に協力するとともに、甲又は関係官公庁等から指示指導を受けた事項については、速やかに改善すること。

(23) 再委託の禁止

乙は、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合を除き、受託した業務の全部又は一部を第三者に再委託し又は請け負わせてはならない。

(24) 委託業務実績の検証

乙は、委託業務の実績及び内容等に係る検証（セルフモニタリング）を行うこと。

(25) 健康診断等

乙は、労働安全衛生法の規程に基づき、業務従事者の健康診断を実施し、必要な予防接種を行い、健康管理に留意すること。その費用は、乙の負担とする。また、感染症疾患に罹患した業務従事者を業務に従事させてはならない。

(26) 院内感染防止

乙は、衛生管理に注意し、針刺し事故等院内感染防止に努めるとともに、甲の院内感染対策マニュアルに基づき対処すること。その費用は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

(27) 業務の引継

契約期間の満了又は契約の解除等により、乙が当事者でなくなる場合には、乙は業務一切の引継を甲が定める期間内に確実にいき、病院の運営に支障がないよう対処しなければならない。

(28) 医療安全

乙は、医療事故防止のため、甲の定める医療安全管理マニュアルを常に目に付くところに配置し、マニュアルに沿った対応をすること。

### 13 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。